記 者 発 表 資 料

平 成 ２ ９ 年 ８ 月 ２ 日
国土交通省東北地方整備局
酒 田 河 川 国 道 事 務 所

一般国道４７号 酒田市落野目地内（広田ＩＣ）
特殊車両（高さ４．１ｍ超）
通行止めのお知らせ

国土交通省酒田河川国道事務所では、酒田市落野目地内（広田ＩＣ）の国道７号広田１号溝橋の補修工事のため、同橋梁下を通過する国道４７号において、高さ４．１ｍを超える特殊車両の通行止めを実施いたします。

なお、高さ４．１ｍを超える特殊車両は、国道４７号余目酒田道路（酒田市新堀～東大町間）を迂回ください。

通行される皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１．規制箇所：　国道４７号　山形県酒田市落野目地内（広田ＩＣ）　別紙１

①国道７号下り線オフランプ
国道７号鶴岡方面から国道４７号新庄方面へ

②国道４７号下り線オンランプ
国道４７号新庄方面から国道７号秋田方面へ

２．規制内容：高さ４．１ｍを超える特殊車両通行止め

３．規制日時：　自　平成２９年　８月２８日（月）　９時００分
　　至　平成２９年１０月２０日（金）１７時００分

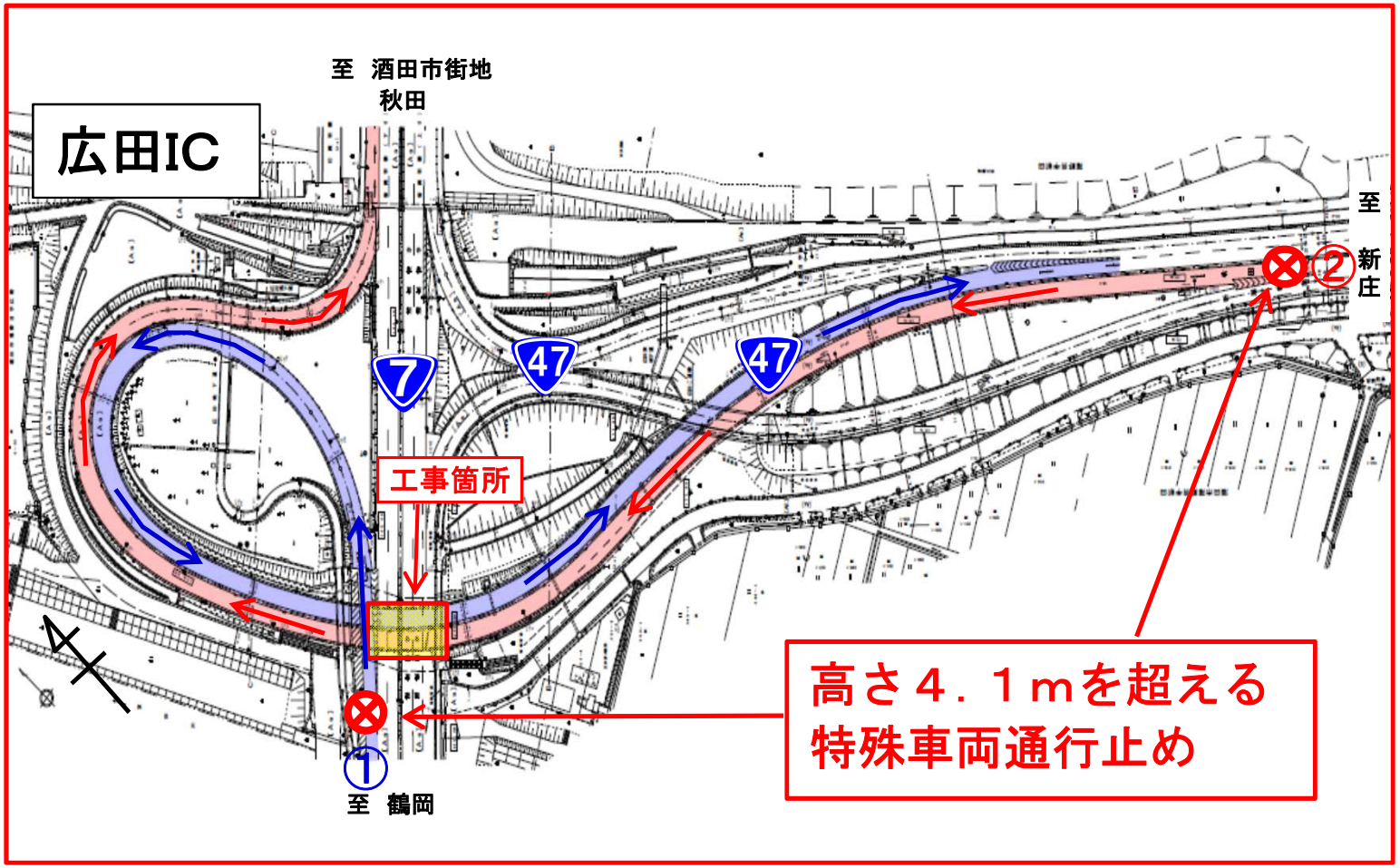
４．そ の 他：高さ４．１ｍを超える特殊車両は、国道４７号余目酒田道路（酒田市新堀～東大町間）を迂回ください。

〈 発表記者会：酒田記者クラブ、鶴岡記者会 〉

問 い 合 わ せ 先		
国 土 交 通 省	東 北 地 方 整 備 局	酒 田 河 川 国 道 事 務 所
道路管理課長	田村　正樹	TEL 0234-27-3331
酒田国道維持出張所長	伊藤　正樹	TEL 0234-34-2331

別紙　1

通行規制箇所


至　酒田市街地
秋田
広田IC
至
新庄
②
7
47
47
工事箇所
①
至　鶴岡
高さ４．１ｍを超える
特殊車両通行止め


最上
庄内
村山
置賜
E7
E13
E48